



	<p>は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)</p>
(6) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	EVO FUNDに対する第三者割当ての方法による。

### 【ご参考】

※「コミット・イシュー」とは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(1,775,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として51価格算定日以内に、割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として26価格算定日以内に、710,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすることを(部分コミット)約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

また本新株予約権において2,779円というターゲット価格(上限行使価額)を定め、各修正後の行使価額(なお、修正後の各行使価額は、各修正日に先立つ連続する5価格算定日の、各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出されます)と比較して発行されることとなります。

	第8回新株予約権
発行数	1,775,000個
発行価額の総額	30,175,000円
行使価額の総額	2,960,700,000円
期間	最長4.5ヶ月
修正回数(原則)	通算で10回(予定) (5価格算定日毎に修正、計10回)
ターゲット価格 (上限行使価額)	2,779円
上限撤回価額	3,706円
行使価額	VWAPの90%
全部コミット	51価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
部分コミット	26価格算定日以内における本新株予約権の発行数の40%以上の行使を原則コミット
下限行使価額	927円

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上